

令和6年 8月 25日

近隣住民及び隣地地権者様

株式会社ノースジャパンメンテナンス

鱒ヶ沢町大字赤石字大和田地区における 小型風力発電事業について

拝啓 新緑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
突然のご連絡となり恐縮ではございますが、このたび弊社で鱒ヶ沢町大字赤石字大
和田地区にて稼働中の小型風力発電を前事業者に代わり、運営させていただきます。

つきましては、関係者様に事業内容をご理解いただくべく、計画資料をお送りいたし
ます。

お手数をおかけしますが、ぜひとも内容をご確認お願い申し上げます。
なお、ご不明点等ございましたら最後のページの問い合わせ先までご連絡ください。

敬具

目次

- 1、関係者のご紹介
- 2、建設予定の小型風力発電所のご説明(設置場所、出力、電源種)
- 3、発電事業に関する認定申請要件許認可状況
- 4、土地権原取得状況
- 5、工事のスケジュール
- 6、予定している保守点検責任者
- 7、安全面の影響及び予防措置
- 8、再エネ発電事業による景観面への影響及び予防措置
- 9、自然環境・生活環境面の影響及び予防措置(騒音・振動、水質汚染、日照阻害等)
- 10、再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

<1> 関係者のご紹介

旧事業者

クボタ重車輛株式会社

創業 昭和62年8月8日
代表 窪田 亮
担当
事業内容 建設重機・車両の販売・買取・修理・レンタル
【本社】 長野県小諸市平原24-4



新事業者

株式会社ノースジャパンメンテナンス

創業
代表取締役 秋田 大介
担当 高田 幸彦
事業内容 小型風力発電施設設置・保守・発電事業
【本社】 青森県十和田市西三番町1-20

<2> 建設予定の小型風力発電所のご説明

設置場所: 鯉ヶ沢町大字赤石字大和田29-244

地図上の円が半径300mの範囲を示しております。

この地図を元に自治体に指示を受け、地域の皆様へ個別での事業説明を致しております。



<2> 建設予定の小型風力発電所のご説明



風力発電機メーカー: C&F Green-Energy社
生産国: アイルランド
タワー高さ: 20m
全長: 26.5m
定格出力: 19.5kW
電源種: 3相3線式200V

※仕様詳細は添付仕様書をご参照願います。

<3> 発電事業に関する認定申請要件許認可状況

事業変更申請状況

旧事業者-新事業者間で契約が完了して
おりませんので契約書締結後、
各種変更申請手続きに着手します。

	事業者変更	出力変更	機種の変更
電力	未	無	無
経産省	未	無	無

事業変更内容

①事業者の変更

クボタ重車輛株式会社



株式会社ノースジャパンメンテナンス

②出力の変更

変更ナシ

③型式の変更

変更ナシ

<3> 発電事業に関する認定申請要件許認可状況

1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	該当の有無	無
2	都市計画法に基づく開発許可	該当の有無	無
3	河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	該当の有無	確認中
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出	該当の有無	確認中
5	海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可	該当の有無	確認中
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	該当の有無	確認中
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	該当の有無	確認中
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	該当の有無	確認中
9	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	該当の有無	無
10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	該当の有無	無
11	農地法に基づく農地転用許可	該当の有無	無
12-1	森林法に基づく林地開発許可	該当の有無	無
12-2	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	該当の有無	無
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	該当の有無	無
14	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	該当の有無	確認中
15	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	該当の有無	無
16	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	該当の有無	確認中
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	該当の有無	確認中
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	該当の有無	無
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続	該当の有無	確認中
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	該当の有無	確認中
21	その他の法律・条例に係る手続(ガイドライン)	該当の有無	無

<4> 土地権原取得状況

住所 鯉ヶ沢町大字赤石字大和田29-244

Google Mapと公図の重ね図が下図のとおりとなります。
青色のピンが今回の事業用地となり2024年8月には賃貸契約完了予定となっております。



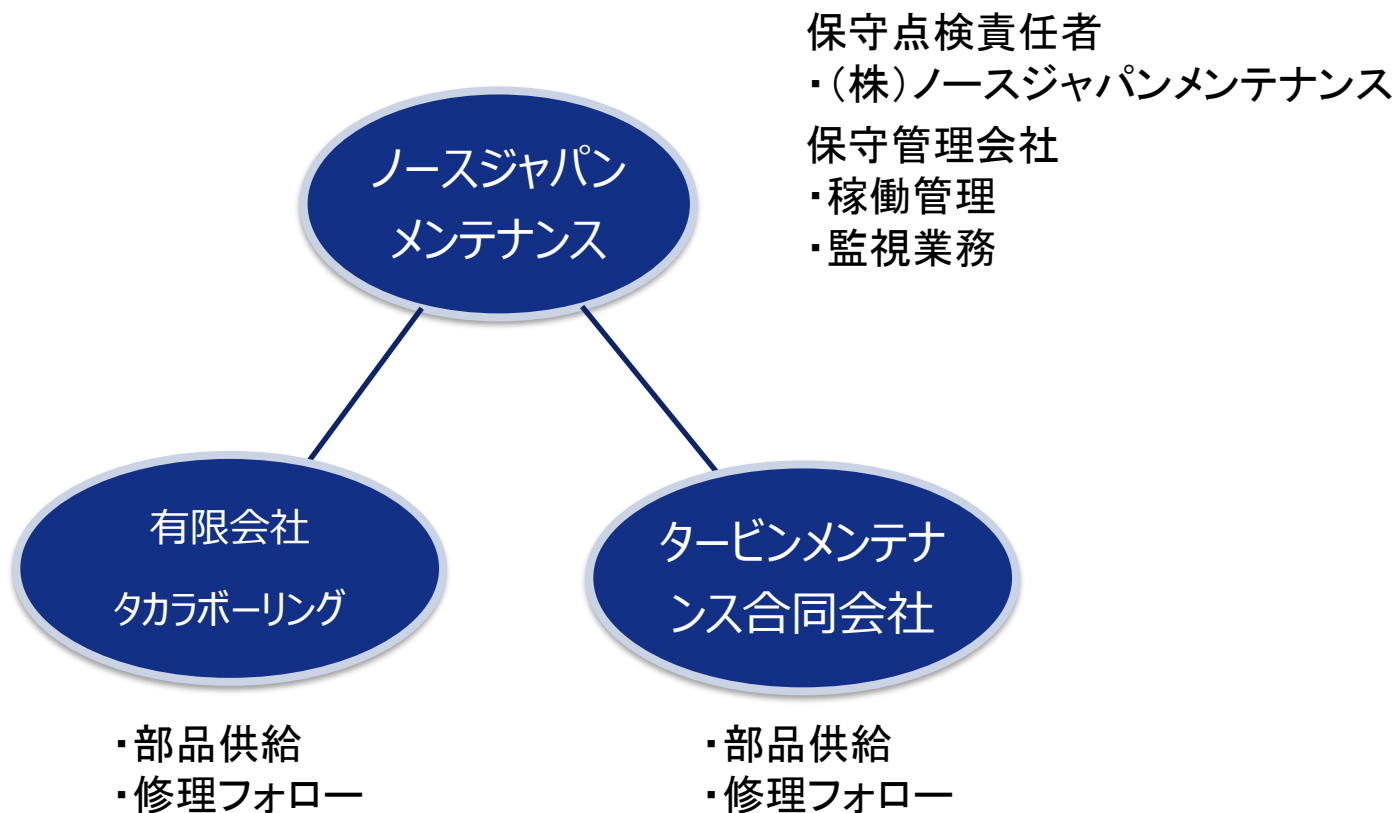
<5> 事業者変更のスケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月
環境法令調査	近隣住民への告知			経産省へ名義変更手続き	

- ・自治体に現在の環境法令を確認。その他必要事項の確認
- ・8月近隣住民への告知を行う

<6> 予定している保守点検責任者

発電所の保守点検責任者は事業者である株式会社ノースジャパンメンテナンスとなります。また保守管理も自社で行い、下記フロー図の体制で管理いたします。



<7> 安全面の影響及び予防措置

(ア) 斜面への設置	・土地造成。建設工事が無いため、斜面への構成機器設置予定はございません。
(イ) 盛土・切土	・土地造成。建設工事が無いため、盛土・切土(敷均しを含む)の予定はございません。
(ウ) 地盤強度	・土地造成。建設工事の予定が無いため、設置場所の地盤調査は行いません。
(エ) 排水対策	・土地造成。建設工事無いため、調査、施工は行いません
(オ) 法面保護・ 斜面崩落防止策	・土地造成。建設工事はありません。また、法面のない土地ですので、追加の補強作業の必要もありません。
(カ) 防災施設の先行設置	・土地造成や建設工事は行わないため致ししません。必要措置についても関係法令とガイドラインと合わせて自治体へ必要性を確認済みです。
(キ) 設備設計	<ul style="list-style-type: none"> ・台風による対応…風速30m/s以上の際は風車は自動で稼働を停止し、風速をしきい値を下回り2分経過すると稼働再開します。 ・地震発生時の対応…風車ナセル部分に振動センサーが設置しており、異常値を感知した場合は自動で風車が停止します。目視点検を実施後異常がなければ手動で再稼働させます。 ・風圧荷重…瞬間最大風速:52.5m/sとなります。 ・積雪荷重…風車構造物は積雪荷重に対する十分な設計がされているため、問題はありません。 ・地盤の支持力…前事業者が地盤調査を実施しているため、確認中です。 ・通常の直接基礎の場合深さ約1000mm、幅700mmをのコンクリート基礎で設計しております。こちらの規模であれば自重で上の風力発電機を支持することができる大きさとなります。
(ク) 施工後の管理の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・自社にて日々の目視点検、異常時の迅速な現地確認・対応を行います。 稼働状況は平日9時～17時の間に遠隔監視システム上でモニタリングし、異常発生時は現地駆け付け及び点検業務をし、必要な作業を実施します。
(ケ) 事業終了後の措置	・2036年の事業終了後は基本的に基礎部分を含む構造物の解体撤去を予定しており、原状回復します。

<8> 再エネ発電事業による景観面への影響及び予防措置

1. 再エネ発電設備の高さ：26.5m
2. 緩やかな傾斜地への設置されております。
3. 近隣を合わせて4基同機種が稼働していますが、白とグレーを主にしたカラーです。他機種とも統一感のあるカラー・設計となり、道路等からも見える場所に設置しますが、特別派手にカラーリングしていることも無く、眺望を著しく損ねることはないと考えます。



<9> 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 (騒音・振動、水質汚染、日照障害等)

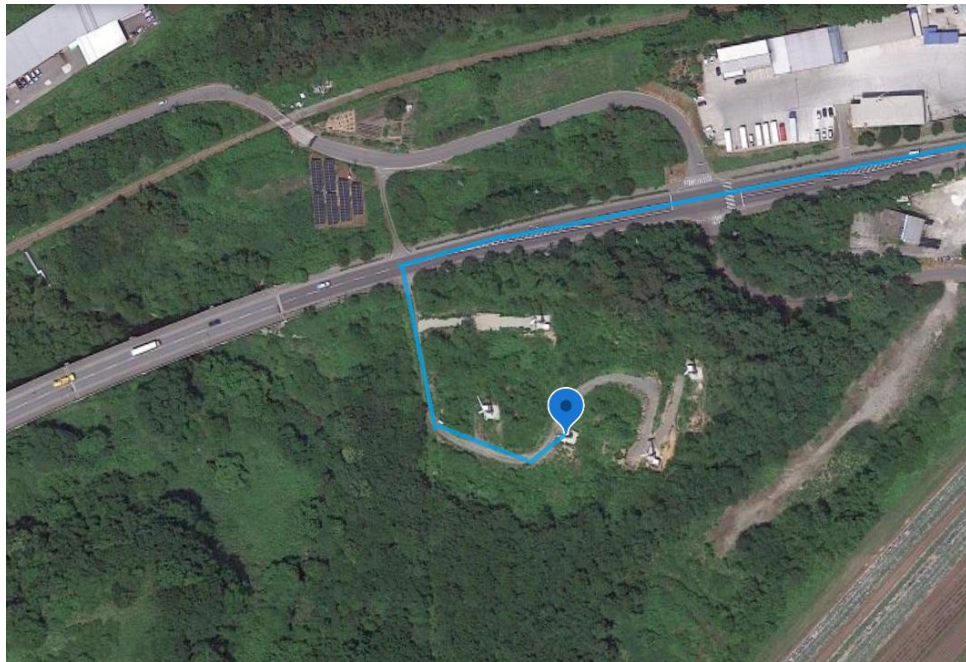
(1)騒音・振動

- ・設備の稼働時の騒音…<風速8mの時25m離れた場所で53dBAとなり、エアコンの室外機程度の音が聞こえる程度となります。
- ・設備の稼働時の振動…基礎設計上、基本的に敷地外へ派生する振動はありません。
- ・工事用資材等の搬出入や建設用機械で発生する騒音・振動 (dB) …100mほど離れた国道地点で聞こえる騒音は50dBA程度で、振動による敷地外への影響もほぼありません。工事車両の搬出入に用いるルートは国道101号線付近から南に入るルートになります。基本的に年1度の保守作業時に8時～18時までの間で工事車両が通る予定となります。

～参考～

- ▷ 騒音に係る環境基準について (平成 10 年環境庁告示第 64 号)
- ▷ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和 43 年厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)
- ▷ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (昭和43 年厚生省・建設省告示第 1 号)
- ▷ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成 12 年総理府令第 15 号)
- ▷ 風力発電施設から発生する騒音に関する指針について (平成 29 年環境省)
- ▷ 振動規制法施行規則 (昭和 51 年総理府令第 58 号)
- ▷ 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号)

工事搬入ルート



<9> 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置 (騒音・振動、水質汚染、日照障害等)

(2)水の汚れ／濁り 【全電源共通】

・ 近隣に河水、貯水池などはないため、設備設置稼働後の水質汚濁への影響は低いと考えます。

(3)風車の影による日照障害【風力発電事業】

・ ブレードの回転によるシャドーフリッカー（晴天時に風力発電設備の運転に伴い、ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象）の影響範囲について（夏至、春分・秋分、冬至）

各季節の影予想は下記のとおりとなります。

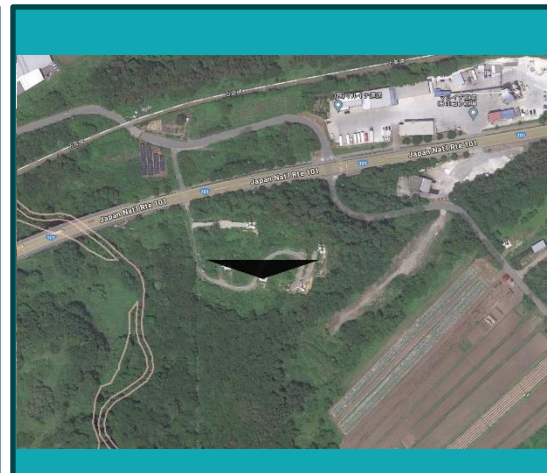
～参考～

- ▷ 風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）（平成23年環境省）
- ▷ 風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集

夏至

春分・秋分

冬至



<10> 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

- 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額...約2,900,000円
- 廃棄費用の算定方法...実際に解体した費用を参考にしております。
- 廃棄費用の積立開始時期及び終了時期...2025年～2035年
- 廃棄費用の毎月立単価...約25,000円
- 設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類...コンクリートがら、鉄、強化プラスチック(FRP)
- 残土の種類...掘削残土(排出見込量...0m³)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令への遵守体制等...事業者が産業廃棄物処理業の許可業者に委託し処理します。
- 土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の措置...基本的に基礎部分を含む構造物の解体撤去を予定しており、原状回復します。

お問い合わせ先

当事業においてご質問のある方は、お名前、ご住所、連絡先を明記の上、メールにてお問い合わせください。

・株式会社ノースジャパンメンテナンス

担当 秋田 大介

メールアドレス akita@asahisyosan.info

ホームページ <https://njm-energy.co.jp/>

本内容は、上記URLからもご確認頂けます。

なお、質問方法等につきましてご不明点がございましたら
下記電話番号までお電話ください。

代表 0176-51-5238